

GAS マイホーム発電契約  
(LPガス)

[約款]

2025年6月1日実施

出雲ガス株式会社

## 目次

I 小売約款の適用	
1. 適用及び目的	1
2. 約款の変更	1
3. 用語の定義	2
4. 日数の取り扱い	3
II 使用の申し込み及び契約	
5. 適用条件	3
6. 契約の締結	3
7. 申し込みの制限	4
8. 適用開始日及び契約期間	4
9. 本契約の適用を承諾しない場合	5
10. 名義の変更	5
11. 解約	5
12. 設置の確認	6
13. 契約消滅後の関係	6
III 工事及び検査	
14. 工事の設計見積等	6
15. 工事の実施	7
16. 工事に伴う費用の負担	8
17. 供給設備等の検査	9
IV 検針及び使用量の算定	
18. 検針	9
19. 計量の単位	10
20. 使用量の算定	10
21. 使用量のお知らせ	12

V	料金等	
2 2.	料金の適用開始	12
2 3.	支払期限	12
2 4.	料金の算定及び申し受け	13
2 5.	単位料金の調整	14
2 6.	料金の精算等	15
2 7.	料金の支払方法	15
2 8-1.	料金の口座振替	15
2 8-2.	料金のクレジットカード払い	15
2 9.	料金の払込み	16
3 0.	料金の当社への支払日	16
3 1.	料金の支払順序	17
3 2.	料金以外の費用の支払方法	17
VI	供給	
3 3.	供給又は使用の制限等	17
3 4.	供給停止	17
3 5.	供給停止の解除	18
3 6.	供給制限等の賠償	18
VII	保安	
3 7.	供給設備及び消費設備の保安責任	18
3 8.	周知及び調査義務	19
3 9.	保安に対するお客さまの協力	19
4 0.	お客さまの責任	20
VIII	その他	
4 1.	使用場所への立ち入り	20
	付 則	
1.	本契約の実施及び適用開始について	21

別 表

第 1. ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式 .....	21
第 2. 適用する料金表 .....	21
第 3. 料金の日割計算 (1) .....	22
第 4. 料金の日割計算 (2) .....	23

## I 小売約款の適用

### 1. 適用及び目的

- (1) 当社が(3)によりプロパンガスを供給する場合のガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件は、このGASマイホーム発電契約約款(以下「この約款」といいます。)によります。
- (2) この約款は、出雲ガス株式会社(以下「当社」という。)がLPガスを販売する、島根県出雲市、雲南市、松江市、大田市の区域に適用いたします。
- (3) この約款は、家庭用コージェネレーションシステム(「家庭用燃料電池」といいます。)の普及を通じ、環境負荷の低減に寄与するとともに、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。
- (4) この約款に定めない細目事項は、必要に応じてこの約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議により定めます。

### 2. 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の約款によるものとします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの約款の変更に異議がある場合は、この約款による契約を解約することができます。
- (3) この約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項を記載します。
- (4) この約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

### 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「プロパンガス」とは、当社が供給する液化石油ガス(以下「ガス」といいます。)をいいます。ガスの種類は「い号」といいます。
- (2)「供給設備」とは、容器からガスメーター出口までの調整器を含むガス配管をいいます。
- (3)「消費設備」とは、ガスメーター出口から消費機器までをいいます。
- (4)「ガス遮断装置」とは、危急の場合にガスを速やかに遮断することのできる装置をいいます。
- (5)「調整器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (6)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (7)「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (8)「ガス栓」… 末端ガス栓、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (9)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (10)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (11)「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。
- (12)「ガス工事」… 供給設備及び消費設備の設置または変更の工事をいいます。
- (13)「有資格者」とは、液化石油ガス設備士の免状を有するものをいいます。
- (14)「検針」… ガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (15)「CP」とは、LPガス生産量が多いサウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコ社が、原油価格動向の他にサウジアラビア及び他の産ガス国のスポット入札価格を総合判断して決められた1か月毎の通告価格をいいます。
- (16)「MB」とは、米テキサス州モントベルビュー市場で取引されているLPGの価格で、国際市場においても米国産LPGの指標価格として扱われている前月分の平均価格をいいます。
- (17)「フレート」とは、運送者が荷主より得る運送の対価(報酬)のことをいいます。

- (18) 「TTS」とは、前々月の1日から末日までの為替レートの平均値をいいます。
- (19) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスをエネルギー源として電力と熱を発生させ、居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- (20) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (21) 「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所など業務に使用する設備と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (22) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (23) その他の用語については、契約の用語の定義のとおりといたします。
- (24) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (25) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (26) 「単位料金」とは、25に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 日数の取り扱い

この約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## II 使用の申し込み及び契約

#### 5. 適用条件

次の全ての条件を満たし、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅において使用してお客さまで、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が1.5kW未満であること。
- (2) 併用住宅においては、1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下であること。

#### 6. 契約の締結

- (1) この約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に所定の申込書にて申し込みいただきます。また、変更しようとする場合も同様といたします。
- (2) この約款は、当社がお客さまの使用する消費機器を確認し申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。ただし、契約が成立していない場合は契約が成立したときに成立いたします。

## 7. 申し込みの制限

- (1) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給またはガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、ガスの使用の申し込みを承諾できないことがあります。
- ① 供給設備及び消費設備を設置すべき土地、建物、道路等が法律、命令、条例または規則（以下「法令等」といいます。）によってガスの供給設備及び消費設備に関する当該工事を制限または禁止されている場合
  - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの配送能力が減退した場合
  - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
  - ④ 申し込まれたガスの使用場所が特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり、または保安の維持が困難と認められる場合
  - ⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (2) 当社は、申込者が当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) 当社は、(1) または (2) によりガス使用またはガス工場の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

## 8. 適用開始日及び契約期間

- (1) この約款の適用開始日は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます）以前の場合は、使用開始日からといたします。
- (2) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が使用開始日以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間は、原則として契約の契約期間と同一といたします。ただし、11（解約）により約款が解約された場合はこの限りではありません。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後もこれにならうものといたします。

## 9. 本契約の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (2) (1) にかかわらず、当社が、業務遂行上支障がある場合又はその他当社が不適當と判断した場合は、本契約の適用を承諾できない場合があります。

## 10. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、以前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（以前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、以前に使用されていたお客さまと当社のガス使用契約がすでに消滅している場合には、6 (1) の規定によって申し込んでいただきます。

## 11. 解約

この約款は、次の場合に解約とします。

- (1) 引越し（転出）等の理由による解約
  - ① ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
  - ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等、明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日を解約期日といたします。

なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに34 (1) の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (2) ガス使用契約を解約された場合。
- (3) お客さまがこの約款を適用しないことを希望された場合。
- (4) 適用条件を満たさなくなった場合。
- (5) 当社は、7 (1) の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文

- 書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。
- (6) 当社は、34(1)の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。
  - (7) 解約に伴う本契約上での違約金はありません。ただし、本約款以外の約款または契約はこの限りではありません。
  - (8) 12(2)に定める設置確認を承諾していただけない場合。

## 12. 設置の確認

- (1) 約款の適用条件を満たさなくなった場合もしくは設置している消費機器を取り替えまたは取り外しをされた場合は、お客さまは当社にただちにその旨を通知していただきます。
- (2) 当社が必要と判断した場合において、約款の適用条件が満たされているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの約款の申し込みまたは変更の申し込みを承諾しないか、もしくは約款に基づく契約を解約できるものといたします。

## 13. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、11の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 11の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## III. 工事及び検査

### 14. 工事の設計見積等

当社は、6(1)のガス使用の申し込みに伴い、消費設備の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積を行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。

### 15. 工事の実施

#### ーガス工事の施工者等ー

- (1) ガス工事は、原則として当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。  
なお、お客さまが、工事人に申し込み、有資格者に施工させる場合、着工前には

当社に報告していただきます。

- (2) お客さまが、ガス工事を工事人に申し込み、施工される場合、工事費その他の条件はお客さまと工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要になったとき若しくはお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

－気密試験等－

- (3) 当社が施工した消費設備をお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ消費設備の気密試験を行います。
- (4) 工事人が施工した消費設備を工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ工事人に消費設備の気密試験を行わせませす。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が消費設備の気密試験を行うことがあります。
- (5) 工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、または(4)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

－ガスメーターの設置－

- (6) 当社は、1 需要場所につきガスメーターを1 個設置いたします。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、下記の場合には原則として次によって取り扱います。

なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。

① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の消費設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内または1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(7) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

－供給設備等の設置承諾－

(8) 当社は、お客さまのために必要な供給設備の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地または借家であるときは、あらかじめ当該土地または建物の所有者その他の利害関係人の承諾が必要です。これに関して、後日苦情が生じても当社は責任を負いません。

## 16. 工事に伴う費用の負担

－供給設備等の所有区分と工事費－

(1) 供給設備は当社の所有とし、当社の負担で設置します。ただし、お客さまの申し込みにより供給設備の位置替えを行う場合には、これに要する工事費は、お客さまにご負担していただきます。その場合においても、供給設備の所有権は引き続き当社に帰属します。

なお、11の規定によってガス使用契約が解約されたときの供給設備の撤去費用も同様とします。

(2) 消費設備はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

－修繕費の負担－

(3) お客さまの所有する消費設備の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいいます。）は、お客さまにご負担いただき当社所有の供給設備の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

－工事の変更、解約の場合の損害賠償等－

(4) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約またはガス工事契約が変更または解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約または変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則とします。

(5) (4)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

- ① すでに実施した設計見積費用
- ② すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費及び工具・機械等の使用に要した費用
- ③ 原状回復に要した費用
- ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

## 17. 供給設備等の検査

(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査に要する費用をいいます。（2）において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公

差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

- (2) お客さまは、消費設備、お客さまのために設置されるガス遮断装置及び3 (6) に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担いただきます。
- (3) 当社は、(1) 及び(2) に規定する検査を行う場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、当社が(1) 及び(2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

#### IV 検針及び使用量の算定

##### 18. 検針

###### — 検針の手順 —

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
  - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
  - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社は、(1) の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
  - ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び④の場合を除きます。）
  - ② 11 (1) から(8) の規定により解約を行った日
  - ③ 34 (1) の規定によりガスの供給を停止した日
  - ④ 35 (1) の規定によりガスの供給を再開した日
  - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
  - ⑦ その他当社が必要と認めた日

###### — 検針の省略 —

- (3) 当社は、お客さまが新たにガスを使用開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が3日（23 (3) に規定する休日を除きます。）以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、ガス使用契約が11 (1) から(5) の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が

3日（23（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(5) 当社は、(2) ③本文の供給停止に伴う検針日から(2) ④の供給再開に伴う検針日までの期間が3日（23（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

(6) 当社は、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

## 19. 計量の単位

(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。

(2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。

(3) 20（9）の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切り捨てます。

## 20. 使用量の算定

### ー 検針日及び料金算定期間 ー

(1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けられたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)、(7)及び18（1）において同じ。）。

① 18（1）及び(2)（ただし、⑤を除きます。）の日であって、検針を行った日

② 20（4）から(7)までの規定により使用量を算定した日

③ 20（8）の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③の場合を除きます。）

② 新たにガスの使用を開始した場合又は35（1）の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間

③ 34（1）の規定によりガスの供給を停止した日に35（1）の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

### ー お客さまが不在の場合の使用量算定等 ー

(4) 当社は、お客さま不在等のため検針できなかつた場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

①  $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$  (小数点第2位以下の端数は切り上げます。)

②  $V1 = (M2 - M1) - V2$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかつた場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきは、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかつた場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルといたします。

— 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたし

ます。

なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

- (9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- (10) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (11) 災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。

なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

## 2 1. 使用量のお知らせ

- (1) 当社は、20の規定により使用量を算定したときには、紙面または電磁的記録(当社ポータルサイト)にてその使用量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが紙面によるお知らせ(以下、検針票)を希望される場合は、検針票発行手数料として、原則、検針票の発行に係る費用に相当する金額をお客さまにご負担いただきます。

## V. 料金等

### 2 2. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日または35の規定により供給を再開した日から適用いたします。

### 2 3. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。
- ① 検針日(18(2)①、④及び20(8)を除きます。)
- ② 20(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日

- ③ 20(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、21により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいい、34においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

## 24. 料金の算定及び申し受け

### 一 料金の算定方法 一

- (1) 当社は、別表第2の料金表を適用して、21の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として料金を算定いたします((4)及び(5)の場合も同様といたします。)

### 一 料金算定期間及び日割計算 一

- (2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ③ 11(1)から(7)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ④ 34(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(18(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
  - ⑤ 35の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(18(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
  - ⑥ 34の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただ

いた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(4) 当社は、(3) ①から⑤までの規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第3によります。

(5) 当社は、(3) ⑥の規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。

— 端数処理 —

(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

(8) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。

## 25. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を超えて上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の3(1)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2の2のとおりといたします。

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + \{ (\text{平均原料価格} - \text{基準原料価格}) / 1000 / 0.482 \times (1 + \text{消費税率}) \}$$

（備考）

算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

108,400 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2の2に定められた各期間におけるCP、MB並びにTTS及びフ  
レートをもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額  
とします。

## 26. 料金の精算等

- (1) 当社は、20(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と20(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。

## 27. 料金の支払方法

- (1) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込み、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、34(1)①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。
- (2) クレジットカード払いの方法によりお支払いをいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

### 28-1. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

### 28-2. 料金のクレジットカード払い

- (1) 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジットカード会社といたします。
- (2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。

(3) 料金の支払い方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。

- ① ②以外のお客さまは、クレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法
- ② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは、払い込みの方法

## 29. 料金の払込み

(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社受付

(2) 料金を払込みの方法でお支払いいただく場合、払込書発行手数料をご負担いただくものとします。

払込書発行手数料は、次回検針時の料金算定期間における料金に加算して申し受けます。ただし、新たにガスの使用を申し込まれた場合、開栓月から翌々月分の料金の請求に限り、払込書発行手数料はいただきません。（再発行した場合は払込書発行手数料を申し受けます）

## 30. 料金の当社への支払日

(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

(3) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いが確定された日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 当社は、お客さまが料金をその他当社の指定する方法で支払われる場合、指定する方法の決済代行先が決済日として定める日又は当社が別途定める日に当社に対する支払いがなされたものとします。

## 31. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

### 3 2. 料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社受付

## VI 供給

### 3 3. 供給又は使用の制限等

(1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止を行い、またはお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。お客様は当社からの使用制限・中止要請に従うこととします。

- ① 災害等その他の不可抗力による場合
- ② 法令の規定による場合
- ③ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（39（1）の処置をとる場合を含みます。）
- ④ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ⑤ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合（39（4）の処置をとる場合を含みます。）
- ⑥ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合

(2) 当社は、(1)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

### 3 4. 供給停止

(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

- ④ 4 1 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
  - ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
  - ⑥ 3 9 (5) の規定に反した場合
  - ⑦ その他この約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) (1) ①から⑦に該当する供給停止予告または払込書については、払込書発行手数料をお客さまにご負担いただくものとします。

### 3 5. 供給停止の解除

3 4 (1) の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 3 4 (1) ①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ② 3 4 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ③ 3 4 (1) ③から⑦の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

### 3 6. 供給制限等の賠償

当社が1 1 (7)、3 3 又は3 4 の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

## VII 保 安

### 3 7. 供給設備及び消費設備の保安責任

- (1) 供給設備については、当社の責任において管理いたします。ただし、不適合な事項が判明した場合、お客さまは改修するにあたり協力していただきます。
- (2) 消費設備については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (3) 当社は、液石法の定めるところにより、供給設備及び消費設備について(4)に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

なお、お客さまの承諾が得られないことにより検査が出来なかった場合等、お客さまが

当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。

- (5) 当社は、液石法の定めるところにより、3(3)に規定する消費設備についてお客様の承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

### 38. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、液石法の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、液石法の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客様の承諾を得て、液石法で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器が液石法で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまに液石法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、液石法の定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、液石法に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

### 39. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちに容器のバルブ及びメーターガス栓、その他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。なお、その方法は、当社がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、37(5)及び38(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供

給設備、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給設備を変更することをお断りいたします。

(6) お客さまは、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

#### 40. お客さまの責任

(1) お客さまは、38(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2) お客さまは、乾燥機、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。

(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認められた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。はお客さまに負担していただきます。

(4) 当社は(1)から(3)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

(5) お客さまは、当社が(1)から(3)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

### VIII その他

#### 41. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給設備又は消費機器の設置場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

##### (1) 当社の作業

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 消費機器の調査のための作業
- ③ 当社の消費設備の設計、施工または維持管理に関する作業
- ④ 容器交換のための作業
- ⑤ 11の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑥ 33または34の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための

作業

- ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

付則

1. 実施期日

この約款は、2025年6月1日から実施いたします。

(別表)

(別表第1) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、20(9)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

(別表第2) 適用する料金表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は25の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

## 2. 調整単位料金への原料価格及び為替の適用基準

適用月の料金算定にあたっては、下表に示す各適用月の CP70%、MB（調達費含む）30%及び TTS（前々月の1日～末日）並びにフレート値から算定した原料価格に基づき平均原料価格を算定いたします。

適用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
CP	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
MB	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
TTS	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
フレート	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

## 3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

### （1）料金表

基本料金 （1か月につき）	基準単位料金 （1 m <sup>3</sup> につき）
2,090 円	347.80 円

### （2）調整単位料金

（1）の基準単位料金をもとに 25 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

### （別表第 3）料金の日割計算（1）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

#### （1）日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

（備考）

- ① 本料金は、別表第 2 の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数切捨て

#### （2）従量料金

別表第 2 の料金表における基準単位料金又は 25 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2における適用基準と同様といたします。

(別表第4) 料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、別表第2の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

(2) 従量料金

別表第2の料金表における基準単位料金又は25の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2における適用基準と同様といたします。